在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会		
一の二～一の四　（略）	（略）	（略）
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所	(1)・(2)　（略）	（略）
	(3)・(4)　薬剤師	三
	(5)　栄養士及び管理栄養士	
	(6)　（略）	
	(7)　看護師長、看護師及び准看護師（(8)に掲げる者を除く。）	二
	(8)　（略）	（略）
三～六の二　（略）	（略）	（略）
七　国立ハンセン病療養所	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)～(8)　（略）	二
	(9)　栄養士及び管理栄養士	
	(10)　（略）	
	(11)・(12)　（略）	（略）
八　国立医薬品食品衛生研究所	(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	一
	(2)　(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員（人事院の定める者に限る。）	
九　（略）		
十　国立障害者リハビリテーションセンター（自立支援局の国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設を除く。）及び人事院の定める病院	(1)～(12)　（略）	（略）
	(13)～(15)　（略）	一
	(16)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士及び管理栄養士	
	(17)　（略）	

庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会		
一の二～一の四　（略）	（略）	（略）
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所	(1)・(2)　（略）	（略）
	(3)・(4)　薬剤師及び栄養士（新設）	三
	(5)　（略）	
	(6)　看護師長、看護師及び准看護師（(7)に掲げる者を除く。）	二
	(7)　（略）	（略）
三～六の二　（略）	（略）	（略）
七　国立ハンセン病療養所	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)～(8)　（略）	二
	(9)　栄養士	
	(10)　（略）	
	(11)・(12)　（略）	（略）
八　国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所	(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	一
	(2)　(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員（人事院の定める者に限る。）	
九　（略）		
十　国立障害者リハビリテーションセンター（自立支援局の国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設を除く。）及び人事院の定める病院	(1)～(12)　（略）	（略）
	(13)～(15)　（略）	一
	(16)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士	
	(17)　（略）	